

令和2年1月14日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

消費税申告書書式変更

新しい書式になりました

令和元年の消費税の増税にともない、当面は従来の消費税率に加え標準税(10%)と軽減税率が混在するため、これらを集約する目的で消費税の申告書と付表に新しい書式が追加になっています。具体的には還付なしの場合、従来申告書と付表それぞれ1枚でよかったものが、申告書2枚、付表4枚になりました。そこで売上項目と仕入(売上原価、費用、損失)項目が申告書と付表でどのように扱われるか、原則課税を前提に申告書と付表の内容についてその概略を示します。

付表1-2

税率引上げ前の旧税率適用分の売上項目について、その課税標準や税額を計算します。
また、旧税率適用分の地方消費税の計算をします。

付表1-1

上記付表1-2から旧税率適用分の売上項目の計算結果が転記され、軽減税率と標準税率適用分の売上項目について、その課税標準や税額を計算します。
また、軽減税率と標準税率適用分の地方消費税の計算をします。

付表2-2

税率引上げ前の旧税率適用分の仕入項目について、下記付表2-1で計算された課税売上割合を使って、その控除税額を計算します。

付表2-1

付表1-2や付表1-1の売上の数字から課税売上割合を計算します。上記付表2-1から旧税率適用分の仕入項目の計算結果が転記され、ここで計算された課税売上割合を使って軽減税率と標準税率適用分の仕入項目について、その控除税額を計算します。

申告書第2表

上記付表1-2、1-1、2-2、2-1の結果を集約します。

申告書第1表

課税標準や税額が記載され、消費税と地方消費税について最終的な納付税額が決まります。

なお旧税率適用分の売上項目がない場合は付表1-2が、仕入項目がない場合は付表2-2が不要となります。